

交通安全のポイント

令和6年8月9日
福島県警察本部

1 人身交通事故発生状況（8月8日現在の概数） ※（ ）は前年同期比

発生件数	死者数	高齢者	けが人数
1,617件 (-52件)	28人 (-5人)	15人 (-2人)	1,905人 (-35人)

2 死亡ひき逃げ事件の発生と被疑者の逮捕について

令和6年8月8日午後5時53分頃、喜多方市内の市道において、60歳代の女性が運転する軽自動車と80歳代の高齢歩行者と衝突し、**歩行者が亡くなる交通死亡事故が発生**しました。

普通車を運転していた60歳代の運転手については、被害者の救護や警察への通報等を怠ったとして、喜多方警察署で逮捕しています。

県内では、本年3月にも郡山市富久山町地内で死亡ひき逃げ事件が発生しています。運転中、普段とは違う「音」や「振動・衝撃」を感じた場合の多くは、交通事故です！直ちに運転を中止して車の底を含めた周囲の異常の有無を確認するなど、運転手に求められる義務を果たして下さい！

3 交通安全のアドバイス

★運転する全ての方へ★

(1) 運転する時は、運転に集中しましょう。

自動車（バイクを含む）は便利な移動手段ですが、運転する人が一瞬でも気を緩めた瞬間、「**走る凶器**」に変わります。

自動車を運転するときは、

- ① ゆとりある運転計画を立てる
- ② 全席でシートベルトを締める
- ③ 運転中は運転に全集中！前方左右、後方の安全確認を徹底する

といった、基本的なことを徹底し、交通事故を防止しましょう。



(2) 万が一、交通事故が発生した場合は、

- ① 直ちに車両の運転を停止する
- ② けが人の確認と適切な応急救護
- ③ 道路における危険を防止する措置をとる（二次事故の防止措置）
- ④ 救急車を呼ぶ・警察へ通報する

を厳守してください。

交通事故は「過失（間違い）」ですが、現場から逃げるのは「故意（わざと）」ととられ、刑罰が重くなります。

※過失運転致死傷（自動車の運転により、人を死傷した場合）

刑罰：7年以下の懲役若しくは禁固又は100万円以下の罰金

※救護義務違反（いわゆる「ひき逃げ」）

刑罰：10年以下の懲役若しくは禁固又は100万円以下の罰金（最大）

行政処分(点数) 35点（免許取消＆最低でも3年は再取得できません！）



★歩行者の皆さんへ★

○ 運転手から歩行者は、思った以上に見えていません！

日の出日の入り前後や夜間に外出する際は、

懐中電灯や夜光反射材などを活用し、自分の存在をアピールしましょう。

